

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画姪浜駅南地区地区計画を次のように変更する。

名	称	姪浜駅南地区地区計画
位	置	福岡市西区姪浜駅南二丁目及び姪浜駅南三丁目の全部並びに 姪浜駅南一丁目及び内浜一丁目の各一部
面	積	約 53.8 ha
地区計画の目標		<p>姪浜地区は、本市西部における『地域拠点』であり、地下鉄1号線とJR筑肥線の相互乗り入れ駅である姪浜駅を中心として、西区における交通拠点を形成している。</p> <p>当地区は、姪浜駅の南側に位置し、「姪浜土地地区画整理事業」により、駅前広場、道路及び公園等の都市基盤施設の整備が行われた地区であり、今後も、良好な都市景観の形成と活力ある地域の核づくりを推進し、本市西部の玄関口としてふさわしい地区の形成・保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>姪浜駅南側に、商業、業務及び都市型住居の複合ゾーンを、都市計画道路「豊浜拾六町線」及び「姪浜飯盛線」沿線に沿道サービスゾーンをそれぞれ配置する。</p> <p>その他の地区は住宅ゾーンとし、良好な居住環境の形成・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>各ゾーンにおける建築物等の整備方針は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合ゾーン <p>駅に面した立地特性を生かし、商業、業務と都市型住居の複合施設を誘導して、土地の高度利用を図る。</p> ・沿道サービスゾーン <p>沿道サービス施設を中心とした、幹線道路の沿線にふさわしい建築物の立地、誘導を図る。</p> ・住宅ゾーン <p>周辺の都市計画公園や学校施設等と調和した、低・中層の住宅等の誘導を図る。</p> <p>また、良好な市街地環境の形成を目標として、建築物等の用途の制限を定める。</p>

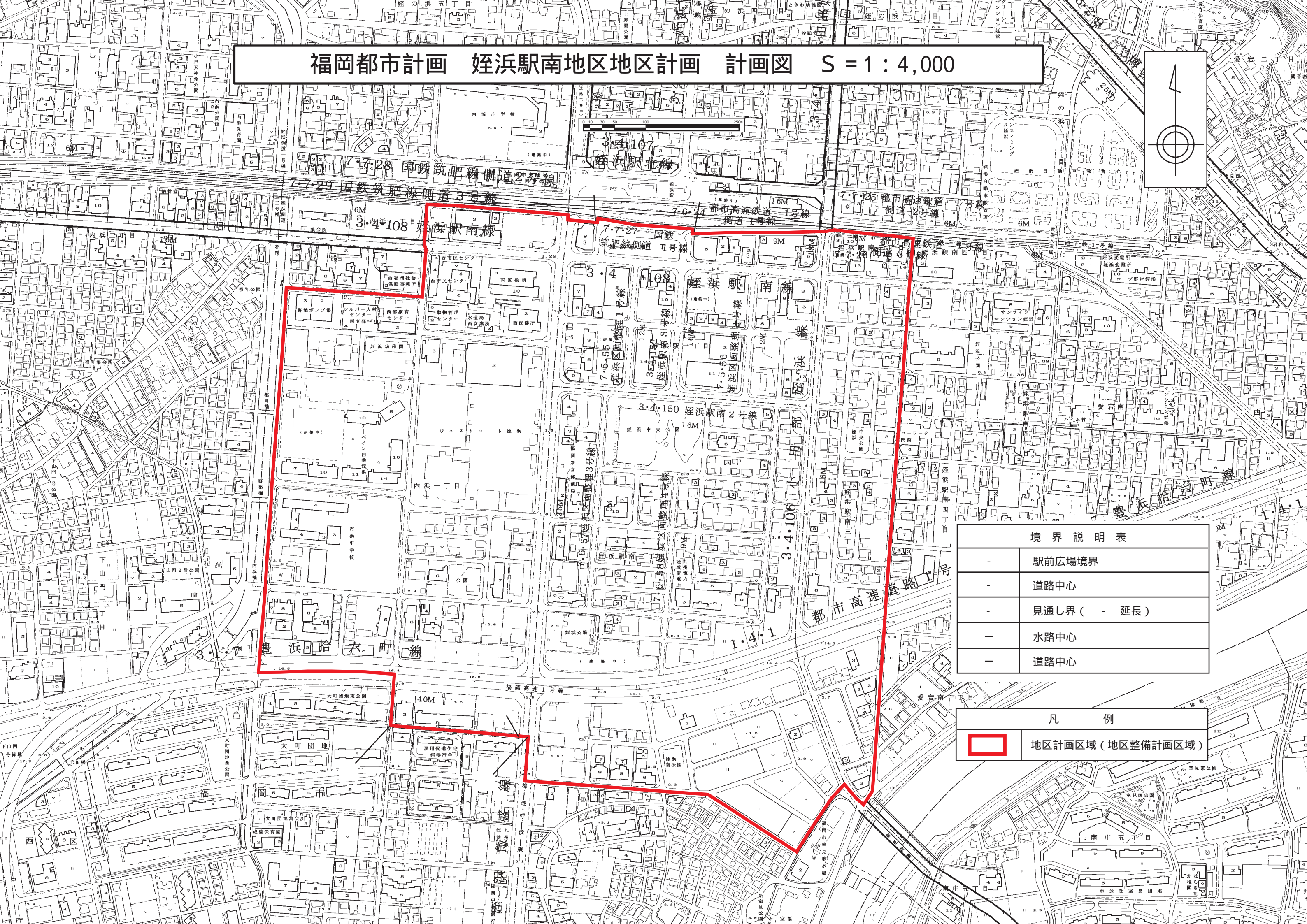
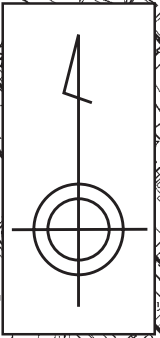
地区整備計画	面積		約 53.8 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第6項に掲げる用途に供する建築物</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

地区整備計画で定めている地区施設の整備が完了し、本市で管理を行うまでに至っており、地区施設として定めていた目的は達成されたことから、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 姪浜駅南地区地区計画 計画図 S = 1 : 4,000



-	駅前広場境界
-	道路中心
-	見通し界 (- 延長)
-	水路中心
-	道路中心

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
--	-------------------